

## 町民ギャラリー 利用規約

(趣旨)

第1条 海陽町阿波海南文化村の設置及び管理に関する条例第3条「町内外の作品等を企画展示し芸術文化の向上を図る」に基づき、海陽町立博物館町民ギャラリーを指定された期間において使用料無料で一般開放を行うための内規である。

(申込)

第2条 利用者は次に掲げる事項に同意の上、申込を行う。

- 1 応募する者によって手掛けられた作品を展示、または関係ワークショップへの利用に限る。ただし、応募者の事情などによる代理者からの応募も認める。
- 2 応募を希望される者は、海陽町立博物館に応募希望の連絡をした後、「誓約書」「町民ギャラリー使用申請書」の他に、「展示要項」「作品ポートフォリオ」など展示の計画・内容がわかる資料を整えた上で担当者との面談を行う。口頭での展示内容説明は認めない。
- 3 複数人で応募する場合は応募者側で代表者を定める。当館からの連絡は、代表者となった者のみに行う。
- 4 原則、1件の応募者による展示は約30日程度とする。
- 5 当館または所蔵品を著しく毀損しかねない、または当館の趣旨に合わない展示やワークショップは行えない。また、原則不採用理由は応募者に明示しないが、代替案がある場合は当館より提案をすることがある。
- 6 承認された応募者は当館より通知を行う。承認を受けた者は利用日の15日前までに担当者と搬出入展示など作業の詳細について打ち合わせをする。この時、応募内容から大幅に変更があった場合、承認を取り消すことがある。
- 7 無料で利用できるのは町民ギャラリーのみとし、特別な事情があると館長が認めた場合は企画展示室での展示となる場合があるが、利用者側からの要望はできない。
- 8 阿波海南文化村内の施設利用は（文化館・三幸館・工芸館）は使用料無料の対象とならず、利用を希望する利用者が利用申請をする。また、いきいき館は使用料無料であるが他の利用者への支障がでない範囲での利用のみとし、利用申請は利用者で行う。このとき、施設長の指示に従う。
- 9 申込みは利用開始日の6か月前から1か月前とする。

(展示準備)

第3条 利用者は次に掲げる事項に同意の上、展示準備を行う。

- 1 施設や備品を毀損しないように留意をし、毀損が発生した場合は実費賠償を申し受ける。
- 2 展示準備は原則開館日に行う。
- 3 展示準備の際は安全に留意する。また、展示により差支えが生じた場合は、展示内容の変更を行わなければならない。
- 4 事故が生じた場合に当館は一切の責任を負わない。必要に応じた保険加入等は利用者側で行う。
- 5 使用する道具や機器については担当と十分に相談をした上で決定する。変更が生じた場合は担当者

に連絡をする。

- 6 展示内容に変更があった場合は速やかに当館へ相談をする。
- 7 作品の搬入・設営・搬出・撤去作業は利用者で行う。

#### (展示期間)

第4条 利用者は次に掲げる事項に同意の上、展示準備を行う。

- 1 展示期間において事故や盗難、災害が発生した場合、当館は一切の責任を負わないものとし、各自で対応をする。
- 2 展示品の中に専門的な操作を要する場合、必ず利用者が責任を持って操作を行う。
- 3 町民ギャラリー内の展示作品の写真撮影の可否は利用者を取り決め、申請が必要な場合は各自で様式を揃える。
- 4 展示期間中、または前後の期間など、博物館および文化村敷地内において、物品の販売や譲渡、寄附等の行為を禁ずる。
- 5 展示期間中であつたとしても、止むを得ず館長の判断によって停止を命じた時点で展示を終了し、撤収作業を開始しなければならない。

#### (原状回復義務)

第5条 利用者は次に掲げる事項に同意の上、展示撤収作業を行う。

- 1 展示期間終了後、速やかに撤収作業を行うとともに原状回復を行う。原則、準備・撤収は各1日で行う。
- 2 諸事情により展示期間終了後に撤収作業が行えなくなった場合は、本人または関係者が終了当日午後5時までに連絡を行う。
- 3 連絡がないまま展示終了後に撤収作業を行わなかった場合、当館職員によって撤収作業を行うことがある。ただし、作業時に破損などが起こっても当館は一切責任を取らない。
- 4 当館職員によって撤収された作品は展示終了日より30日間保管をする。その間に連絡がなかった場合、利用者が取りに来る意思がないと館長が判断した場合は、申請書に書かれた住所宛てに着払いにて送付をする。

#### (その他)

第6条

- 1 案内状、ポスター等は利用者の任意で作成する。
- 2 展示作業、展示解説、撤収等ギャラリーを利用する際は、名札等本人確認ができる物を着用する。
- 3 使用中に発生したごみ等は原則利用者で処分をする。
- 4 会場及び展示作品の管理は利用者が責任を持つ。
- 5 利用者は館長の指示に従うものとする。
- 6 館長の指示に従わない場合、明らかな違反行為が発覚した場合は強制的に利用を停止する。
- 7 町民ギャラリー利用を希望するものは全ての項目をよく読んだ上で、応募・申請を行う。
- 8 この内規は平成31年2月1日より施行する。